

# 1 . 雇用・労働分野

雇用・労働(1)	職業紹介における求職者からの手数料規制の緩和		
規制の現状	<p>現在、有料職業紹介事業者は、特定の場合を除き、職業紹介に関し、求職者から手数料を徴収してはならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 職業紹介における求職者からの手数料規制を緩和すべきである。総合規制改革会議『規制改革の推進に関する第1次答申』(平成13年12月11日)では、「年明け早々に省令改正を行なう」とされており、手数料徴収が認められる範囲が限定的とならないよう極力早期に実施すべきである。</p> <p>(理由) 手数料規制により、民間の有料職業紹介事業者は求職者から再就職支援サービスに応じた手数料を徴収することができない。求職者が手数料に応じたサービスを受けられることにより、求職活動開始後、短期間でニーズにマッチした再就職が可能となる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	職業安定法第32条の3		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	職業安定局民間需給調整課

雇用・労働(2)	就職促進給付の支給要件見直し		
規制の現状	<p>雇用保険法における就職促進給付(再就職手当・常用就職支度金・移転費・広域求職活動費)は、職安の紹介した職業への就職、指示を受けた公共職業訓練に就くための移転、紹介を受けた職業に就くための広域求職活動を行った求職者に対し給付金が支給される。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 公共職業安定所の紹介を支給要件とすることを早期に見直すべきである。総合規制改革会議『規制改革の推進に関する第1次答申』(平成13年12月11日)では、「(支給要件の)在り方について検討すべき」(時期の記載なし)とされているが、早期に結論を得て、民間の職業紹介で紹介を受けた職業への就職などを行う求職者に対しても、公共職業安定所を通じた場合と同様の就職促進給付金を支給すべきである。</p> <p>(理由) 公共職業安定所だけでなく、民間の職業紹介所を通じて再就職を希望する求職者、再就職した労働者も多数存在する。円滑な労働移動を可能とするため、民間の職業紹介機能を活用し、官民が協力した職業紹介を推進する必要がある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>雇用保険法施行規則第82条 雇用保険法施行令第11条2項 雇用保険法第58条、第59条</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	職業安定局雇用保険課

雇用・労働(3)	有期労働契約に係る規制の緩和		
規制の現状	<p>労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、1年(一部の高度な専門知識を必要とする業務などや満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約は3年)を超える期間について締結してはならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 有期労働契約については、総合規制改革会議『規制改革の推進に関する第1次答申』(平成13年12月11日)では、「上限を現行の3年から5年に延長し、適用範囲を拡大する等の方向で、(中略)速やかに検討を進めるべき」とされているが、早期に結論を得て、最長5年の労働契約を誰とでも締結が可能となるよう、契約期間制限を緩和すべきである。</p> <p>(理由) 企業を取り巻く環境の変化のなかで、企業は、終身雇用中心のシステムを見直し、多様な雇用形態の実現を望むようになってきている。また、労働者の就労ニーズも同じく変化している。現行の法制度は勤労者や企業の働き方・雇い方の選択肢を狭めており、雇用機会、就労機会を損ねている。有期労働契約期間制限の緩和は、新たな雇用の創出と企業活動の活発化が期待できる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	労働基準法第14条		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	労働基準局監督課

雇用・労働(4)	労働者派遣法における派遣対象業務の拡大と派遣期間制限の見直し		
規制の現状	<p>何人も「物の製造業務」をはじめとする5業務については労働者派遣業務を行うことができず、役務の提供を受ける者も先に挙げた業務に派遣労働者を従事させてはならない。さらに、派遣先は、26の適用対象業務その他特定の場合を除き、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所で同一の業務について1年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。</p> <p>なお、45歳以上の中高齢者について、緊急雇用対策法により、派遣期間制限が1年から3年に延長された(平成14年1月1日より平成17年3月31日までの時限措置)。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>派遣業務規制および派遣期間制限を緩和すべきである。</p> <p>特に、「物の製造業務」に関する派遣禁止規制については、総合規制改革会議『規制改革の推進に関する第1次答申』(平成13年12月11日)では、「これを解禁することも含め検討すべき」とされているが、解禁の方向で早期に結論を得て実施すべきである。</p> <p>また、1年の派遣期間制限についても、「撤廃することも含め検討すべき」とされているが、全ての年齢層において、撤廃の方向で早期に結論を得て実施すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>労働者の就業意識及び企業の雇用ニーズの多様化が進んでいる。労働者の働き方の選択肢を拡げ、雇用機会の創出・拡大のため、現在の規制を見直す必要がある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>労働者派遣法第4条・附則4項</p> <p>労働者派遣法第40条の2</p> <p>労働者派遣法施行令第2条、第4条</p>		
所管官庁	厚生労働省	担当課等	職業安定局雇用調整課

雇用・労働(5)	企画業務裁量労働制に係る規制の緩和		
規制の現状	<p>2000年4月より導入された企画業務型裁量労働制は、本社等の事業場における企画・立案・調査・分析等の業務に限定されている。また、適用事業場に労使委員会を設置し、同委員会の委員全員の合意決議を所轄労働基準監督署長に届け出なければならず、当該委員会の議事について議事録の作成、周知、3年間の保存義務が制度導入の要件となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 企画業務型裁量労働制については、対象業務の拡大と制度導入にあたっての手続きの簡素化を早期に実施すべきである。</p> <p>(理由) 自立的で自由度の高い柔軟な働き方を求める勤労者の能力や意欲をより有効に発揮させ、生産性と成果を向上させるために企画業務裁量労働制の対象業務の拡大が必要である。さらに、事業場が企画業務裁量労働制の導入をするには、専門業務型裁量労働制と異なる煩雑な手続きを強いており、同制度導入における大きな足かせとなっている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	労働基準法第38条の4		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	労働基準局監督課

## 2 . 年金分野

年金（１）	厚生年金基金の決算早期化		
規制の現状	<p>厚生年金基金は毎事業年度終了後 6 ヶ月以内に決算に関する書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。しかし、基金の決算に利用するデータには速報値や合理的に推計された数値を用いることができないなど厳しい制約が課せられている上、決算報告書の様式が複雑であるため、基金の財政状況の早期把握が困難となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）          現行より 3 ヶ月程度決算の早期化を図ることにより、基金が運営上の課題等に迅速に対応することを可能とするため、次のような措置を講ずるべきである。</p> <p>    確報値と大きな差異を生じない決算データについては、速報値や合理的に算定した推計値を用いることが可能となるよう現行基準を緩和する。</p> <p>    決算報告書の内容・様式については、基金の財政状況が把握できる必要最低限の事項のみとする。</p> <p>（理由）          退職給付会計が導入されたことにより、基金の財政状況の早期把握が求められている。さらに財政状況の分析を早期に行うことによって基金の健全化対策を速やかに実行することが可能となる。</p> <p>    決算データとして合理的に算定された推計値が、公正妥当な方法で求められ継続して適用される限り、基金の事務管理体制上大きな問題は生じない。</p> <p>    また、効率的な決算処理を行うためには報告書の様式を簡素化することが不可欠である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	厚生年金基金令第 39 条 厚生年金基金規則第 47 条 厚生年金基金における決算事務の取り扱いについて（平成 8 年 6 月 27 日 年発第 3323 号）		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	企業年金 国民年金基金課

年金（２）	厚生年金基金の規約の変更に係る認可要件の見直し		
規制の現状	<p>厚生年金基金の規約の変更は、政令で定めるものを除き、厚生労働大臣の認可を受けることが法で規定されているが、認可手続きには多大な労力と時間を要している。</p> <p>掛金の見直しに係る規約変更については、指定年金数理人が検証を行い、代議員会の決定を経た後、厚生労働大臣へ認可申請を行うことが必要とされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 設立事業所の編入など、厚生年金保険の代行部分にかかる事項以外の規約の変更は、労使合意を前提に原則として届出制にするとともに、認可を要する事項については処理の迅速化を行うべきである。 規約変更事項のうち掛金の見直しについては、厚生労働大臣の認可を不要とし、届出があれば速やかに認められるよう要件を緩和すべきである。</p> <p>（理由） 厚生年金基金は代行部分を有するため、様々な規制が課せられている。企業は経済環境の急激な変化に対応するため、人事制度改革の一環として基金の制度の見直しを図ろうとしているが、多くの規制の存在によって、効率的な基金運営のための改革が阻害されている。代行部分に係る事項以外の規約の変更については、労使合意の上、可能な限り届出制に改めるべきである。</p> <p>また、引続き認可を要する事項については、円滑な基金運営が可能となるよう処理の迅速化を図るべきである。</p> <p>年金財政の早期健全化を図るためには、速やかに掛金変更を実施することが重要であるが、現状では規約変更の認可が下りるまでには約３カ月の期間を要している。掛金変更にあたっては指定数理人の検証と代議員会の決議を受けており、厚生労働大臣の認可は不要である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	厚生年金保険法第 115 条第 2 項、第 3 項 厚生年金基金令第 2 条		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	企業年金 国民年金基金課

年金（３）	受給権者のデータ照会に関するオンライン化の推進		
規制の現状	<p>基金の運営上必要な厚生年金保険に関する受給権者データの照会は、厚生年金基金連合会を經由して社会保険業務センターへ照会することとなっているが、照会業務は電子媒体化されていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 受給者にかかるデータ照会について、社会保険業務センターとのオンライン化を推進すべきである。</p> <p>（理由） 基金は代行部分の給付に充当するため、昭和61年4月以前の期間については給付乗率千分の8相当分、それ以降の期間は千分の7.5相当分の積立を行っているが、受給者の生年月日によって給付乗率が異なるため、基金の積立を超える部分については給付時に政府が負担することとされている。</p> <p>基金は、この政府負担金の申請にあたって、受給者全員の給付額を算定するため、受給者の公的年金にかかる被保険者記録を入手して受給資格要件を確認する必要がある。この他にも在職老齢年金支給に伴う老齢厚生年金等の支給停止情報など受給者のデータ照会が必要となるケースは多い。</p> <p>しかし、一連の照会手続きは紙媒体によって行われており、回答を得るまでに約2ヶ月程度の期間を要する。基金の業務運営を円滑に実施して年金支給の早期化を図るため、受給者情報の照会請求システムを早期に構築すべきである。</p> <p>本件については、平成10年に厚生労働省、社会保険庁、厚生年金基金連合会の3者による定期連絡協議会を設置し検討する予定となっており、早急なオンライン化の実施が求められる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	厚生年金基金が年金給付費の政府負担を受ける場合の被保険者期間等の確認方法について（平成5年3月24日 企国発第47号）		
所 管 官 庁	厚生労働省、社会保険庁	担当課等	

年金（４）	厚生年金基金に係る業務報告書の提出頻度の見直しと報告書様式の簡素化		
規制の現状	<p>厚生年金基金の運営に関する業務報告書は、四半期ごとに作成し、厚生労働大臣に提出することが義務付けられている。第４四半期以外の業務報告書の様式については、平成１０年に簡素化されたが第４四半期分だけは簡素化が行われていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 業務報告書の作成・提出頻度を四半期毎から半年毎とするとともに、年度分の報告書の様式を簡素化すべきである。</p> <p>（理由） 業務報告書については、基金の事業運営状況を的確に把握し、必要に応じて行政指導を行うため、現行、年４回所定の様式により提出することが義務付けられている。しかし、四半期では報告内容に大きな変化はなく、半年に１度の報告で十分所要の目的を達することが可能である。既に資産運用業務報告書は年４回から年１回の提出へ変更されており、基金の事務運営の効率化を進める観点から、業務報告書についても同様に提出頻度を見直すべきである。</p> <p>また、年度の業務報告を求める第４四半期の様式についても必要とされる事項を精査の上、簡素化を図るべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>厚生年金基金の資産運用に係る事務の取扱いについて（平成９年６月１１日年 運発第９号） 厚生年金基金の業務報告書の様式について（平成１０年１０月１４日 企国発第３０号）</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	企業年金 国民年金基金課

年金（５）	厚生年金保険の届出事務の簡素化		
規制の現状	平成８年４月の厚生年金保険法施行規則の一部改正によって、資格取得届に住所を記入すること、被保険者に住所変更があった場合にはその都度住所変更届を提出することが義務づけられた。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 住所の変更届出については、変更の都度届出を行うのではなく、年に一度磁気テープ等で届出を行なえば足りるようにすべきである。</p> <p>（理由） 多数の従業員を抱えている大企業においては、恒常的に転勤者が発生しており、住所変更届出の対象者が多い。また、記入が義務付けられている住所は漢字、カナ併記であるが、これまで必ずしも住所を漢字で管理する必要がなかったため、業務負荷が大きくなっている企業がある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	厚生年金保険法施行規則第６条の２、第９条の２		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	

### 3 . 医療・介護・福祉分野

医療・介護・福祉（１）	社会保険診療報酬支払基金から保険者に対して送付するレセプトの電子媒体化、レセプトの記載事項の改善		
規制の現状	<p>現在、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）から健康保険組合など保険者に対してのレセプト送付形態は、紙ベースに限られている。厚生労働省は、レセプトの電子化を2006年度までに病院の7割以上に普及させることを目標としている。また、現在のレセプトは、1ヶ月分が合算されたかたちで請求されるため、受診日ごとの傷病名、診療行為が明確になっていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 支払基金から保険者へのレセプトの送付形態として、電子媒体によることを可能とし、保険者における事務処理を効率化すべきである。そのため、電子化の実現目標を前倒しし、支払基金において処理されるレセプトの完全電子化に向けて必要な措置を講じるべきである。併せて情報開示の充実を図る観点から、レセプトの記載事項について、受診日と傷病名、診療行為がそれぞれ対応するよう改善を図る必要がある。</p> <p>（理由） 現在、レセプト電算処理システムの整備が進められているが、支払基金から保険者に対して送付するレセプトの電子媒体化に関する体制整備が進んでいないのが実態である。厚生労働省は、審査支払機関から保険者へ送付するレセプトのデジタル化については、保険者側がデジタル化したレセプトを受け入れることができるかどうか等を考慮しつつ検討するとしており、保険者の受入体制が整備されたところから順次実施し、医療機関から保険者までを通じたレセプト審査・支払業務の電子化を進めるべきである。</p> <p>現状、支払基金、保険者双方において、一部の作業を電算処理化していながら、レセプトの受渡しのためにわざわざ紙ベースに戻す作業が行われており、大変非効率になっている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等			
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	保険局保険課

医療・介護・福祉（２）	社会保険診療報酬支払基金への委託によらないレセプト審査・支払業務の容認		
規制の現状	<p>健康保険法では、保険医療機関または保険薬局から費用請求があった際には、健康保険組合がレセプト審査を行った上で支払うことと定められている。</p> <p>しかし、実際には、厚生労働省の行政指導（昭和 23 年保険局長通牒）によって、レセプトの一次審査は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）との契約を通じて同基金に委託せざるを得なくなっている。このため、健康保険組合は、レセプトの二次チェックのみを行い、疑義がある場合に同基金に再審査請求を行っている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） レセプトの審査・支払業務を支払基金を通さずに行えるようにすべきである。その際、健保組合あるいは受託事業者に対して過度の規制を課すことなく、医療機関と保険者との合意を最大限尊重すべきである。</p> <p>（理由） 厚生労働省は、一元処理による効率性を主張するが、支払基金での一次審査は、大量のレセプトを短時間に処理する必要があり、必ずしも健保組合のニーズを満たしていない。健康保険法本来の趣旨に立ち戻り、支払基金への委託という方法に加えて、保険者による審査・支払業務を認めるべきであり、そのための条件整備を進めるべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	健康保険法第 43 条の 9 第 4 項 昭和 23 年 8 月 5 日保険局長発健保理事長宛通牒		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	保険局保険課

医療・介護・福祉（３）	レセプトの電子媒体による保存		
規制の現状	2000年3月にレセプトの保存期間が弾力化されたが、保存方法については、依然として原本で保存することとされている。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 医療機関から電子媒体でレセプトを授受できる体制を早急に整備し、保険者における保存も電子媒体で行えるようにすべきである。また、医療機関から紙媒体で提出されたレセプトについても、原本性確保等の条件整備を行った上で、電子媒体による保存を可能とすべきである。</p> <p>（理由） レセプト保管のためには、相当の保管スペースが必要であり、保管に関するコスト負担が重く、必要な時に必要なレセプトを抽出することも困難である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	健康保険組合における文書の整備及び保存の取扱いについて 健康保険組合における診療報酬明細書等の保存の取扱いについて（平成13年3月26日 保保発第18号及び19号 健康保険組合理事長宛て厚生労働省保険局保険課長通知）		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	保険局保険課

医療・介護・福祉（４）	新規医療機器及び医療技術における混合診療の容認		
規制の現状	<p>現在、保険診療と保険外診療の併用は差額ベッドや高度先進医療など特別の場合を除き認められていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 新規に製造承認・輸入承認を受けた医療機器のうち、保険適用が認められていないものについて、保険診療の上乗せとして、一部患者負担による使用を認めるべきである。</p> <p>（理由） 製造承認・輸入承認によって、有効性と安全性が認められている医療機器であれば、患者自身が選択し、費用を負担することによって、他の保険診療と併用して当該使用機器を利用しても支障は生じない。自己負担と保険診療との併用を認めることによって、より多くの患者が技術進歩の成果を享受することが可能となる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>健康保険法第 43 条の 8、第 44 条 保険医療機関及び保険医療養担当規則療養担当規則第 5 条、第 5 条の 2、第 18 条</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	医政局医療課

医療・介護・福祉（５）	医療機関と保険者との間の割引契約締結の容認		
規制の現状	<p>保険者は、保険医療機関又は保険薬局との契約により診療報酬額について別段の定めをすることができることとなっているが、通知によって原則禁止されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 保険者と保険医療機関との間の割引契約締結を可能とすべきである。</p> <p>（理由） 健康保険組合は、優良な医療機関との間で割引契約を締結することによって、より安いコストで、良質な医療を被保険者に提供したいと考えている。医療機関側にとっても、契約を行った健康保険組合が被保険者に対して当該医療機関での受診の奨励を行うことによって、患者の安定的な確保を図ることが可能となる。また、健康診断や保健事業等を併せて委託することによって、被保険者の統合的な健康管理を行うことが可能となる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>健康保険法第 43 条の 9 第 3 項 健康保険法の一部を改正する法律の施行について（昭和 32 年 5 月 15 日保発第 42 号厚生省保険局長から各都道府県知事宛て通知）</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	保険局保険課、医療課

医療・介護・福祉（６）	営利法人による病院の経営		
規制の現状	<p>病院・診療所の設立・運営に関しては、医療法により、営利を目的とした病院等の開設許可留保および剰余金の配当禁止が規定されている。</p> <p>その結果、株式会社等の営利企業による病院・診療所の経営が認められていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 医療機関の経営に関する規制を撤廃し、営利法人の医療機関経営参入を認めるべきである。</p> <p>（理由） 厚生労働省は、「医療は、患者があらかじめ必要なサービスを選択・判断することが困難であり、一般の商品サービスとは異なる性質を有していること」を、営利法人による病院経営が認められない理由として挙げているが、これは病院の経営主体により生じる問題ではない。インフォームド・コンセントやセカンド・オピニオンの重要性が指摘される中で、患者に対する多様な情報提供を行いながら、患者の選択を促すことが重要であり、営利法人による病院経営を否定する理由とはならない。</p> <p>経営主体が医療法人であっても、不採算の医療機関が経営を継続することは困難である。僻地医療や緊急医療等、性質上不採算とならざるを得ない分野については、セーフティネットの観点から別途検討が必要だが、経営形態の違いに起因する問題とは考えにくい。</p> <p>新規参入を認めることによって、国民の選択肢が拡大すれば、医療サービスに対する国民の満足度向上が図られ、患者の満足を得られない医療機関が淘汰されることになる。適切な自己負担の設定や、保険者機能の強化、医療機関に関する評価情報の充実、医療行為の標準化等により、過剰診療、過剰投薬等は排除でき、「供給が需要を作り出す」問題は解消できる。</p> <p>営利法人による病院経営を認めても、実際に診療行為を行うのは国家資格を有する医師であり、医療の安全性や質の確保には影響が無い。医師にとっても、経営を専門家に委ねることによって、経営の効率化や、診療に専念できるメリットがある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>医療法第7条第5項、第54条 平成5年2月3日厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知 「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	医政局総務課

## 4 . 教育分野

教育（１）	大学の自己責任による時代のニーズを先取りした学部・学科の設置		
規制の現状	<p>公立大学の学部、私立大学の学部・学科の設置・改組等は、文部科学大臣に申請し、認可を得る必要があるため、大学の判断による自由な設置・改組等は認められていない。</p> <p>また、申請後、大学設置・学校法人審議会での審議が必要である。（尚、審査期間については、2001年4月から、学科の設置は2ヶ月、大学の新設・学部の設置は8ヶ月に短縮化された。）</p> <p>さらに、学部・学科の設置認可は、大学審議会の答申に基づいて、5～7年程度の期間毎に取扱方針が定められ、現行では認可される学科は、学術研究，社会経済，地域社会の発展に寄与する観点から極めて必要性の高いものに限定されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>各大学が自己責任による判断で、環境変化に迅速に対応し、時代のニーズを先取りした個性的・多様な教育機会・内容を提供できるよう、学部・学科の設置認可について、基準の厳選や届出制に止まらず、自由に設置・改組を行なえるようにすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>グローバル化、高度情報化等の進展により、最先端の知識・技術は急速に陳腐化してしまう。大学は、このような環境変化に柔軟に対応して、時代のニーズを先取りした、国際レベルで通用する教育を行なうために、常に教育内容を刷新するとともに、最先端の知識・技術を系統立てて教える環境を整える必要がある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>学校教育法第4条</p> <p>学校教育法施行令第23条</p>		
所 管 官 庁	文部科学省	担当課等	高等教育局企画課

教育（２）	情報化時代の多様なメディアを活用した遠隔教育の本格的実施		
規制の現状	<p>新学習指導要領では、情報教育の一層の充実を謳っているが、現在、初等中等教育課程では、通信衛星やパソコン通信等多様な通信メディアを利用して、文字・音声・画像を同時かつ双方向で扱う遠隔教育は認められていない。そのため、教育弱者（長期療養児童生徒、遠隔地在住者等）に対しては的確な教育システムが整備されていない。</p> <p>また、高等教育課程では、「遠隔授業」により修得可能な単位数は、通学制の大学においては卒業に必要な124単位のうち60単位までという上限が設けられている。</p> <p>（通信制の大学については、平成13年4月より、メディアを利用して、卒業に必要な単位のすべてを修得することが可能となった。）</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>『規制改革推進3か年計画』では、「高等学校の教育において（中略）インターネットを活用した教育の可能性について検討に着手する」（平成14年度・検討（結論））とされているが、技術革新の成果を取り入れた遠隔教育を、初等中等教育課程及び教育弱者に広く取り入れるべきである。</p> <p>また、高等教育においても、インターネット等を活用した遠隔授業により、学位を取得できるよう、面接授業の履修義務を見直すとともに、学生が国内、海外の質の高い教育を受けられるようにすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>科学・通信技術の進歩に伴い、パソコン通信やテレビ会議システム等による双方向のメディアを活用した遠隔教育を実施できる環境は整いつつある。また、一人一人の能力・適性・環境に応じた教育を行う上で遠隔教育は有効である。</p> <p>初等中等教育においては、特に教育弱者について、本人の事情や居住地にとらわれずに学習できる環境を提供する必要があり、早期に遠隔教育を実施すべきである。</p> <p>また、高等教育においては、インターネットなど情報技術の効果的な活用により、教育の質の向上や多様な生涯学習機会の提供が期待できる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>大学設置基準第25条、28条、32条 学校教育法第7条、18条、29条、36条</p>		
所 管 官 庁	文部科学省	担当課等	初等中等教育企画課， 特殊教育課，大学課

教育（３）	私学向け補助金における「財産処分制限期間」の見直し		
規制の現状	<p>私立学校が、文部科学省の補助事業により、パソコンを含むマルチメディア機器等の財産を取得した場合、「６年間」は処分を制限されている。</p> <p>（既に、財務省「減価償却期間の耐用年数等に関する省令」は、2001年４月に改正され、パソコン（電子計算機）は６年４年に短縮化された。）</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>私立学校等が、各自の判断により、IT教育環境を整備できるよう、文部科学省の補助事業により取得したマルチメディア機器等の財産処分制限期間を見直すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>人材育成の観点から、教育現場にマルチメディア等を活用した最新の教育環境を提供することは必要である。</p> <p>また、技術革新の早い昨今の状況を鑑み、マルチメディア機器の処分制限期間が「６年」では、機器の陳腐化が想定され、現実の教育現場で活用できなくなることが懸念される。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（第22条）</p> <p>文部省告示「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間」</p>		
所 管 官 庁	文部科学省	担当課等	高等教育局私学助成課、会計課

## 5 . 流通分野

流通（１）	「大規模小売店舗立地法第４条に係る指針」の見直し時期の前倒し		
規制の現状	<p>大規模小売店舗立地法では、経済産業大臣は、大規模小売店舗の立地に関して周辺地域の生活環境の保持等を図るため、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を定め、これを公表するものとしている。</p> <p>「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(通商産業省告示)(以下「指針」)では、設置者が配慮すべき基本的な事項、駐車需要の充足や騒音の発生への対応等の店舗施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項が示されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>「指針」については、規制改革推進３か年計画(平成13年3月30日閣議決定)では、「実施状況を踏まえ、施行後５年以内に適時適切に指針の見直しを行う」とされていた。</p> <p>総合規制改革会議『規制改革の推進に関する第１次答申』(平成13年12月11日)では、「平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行なうべきである」とされ、見直し時期を前倒しする方向が示された。したがって、直ちに見直しに向けた調査に着手し、極力早期に結論を得て、指針における基準値等を実態に即し、且つ、経済的に許容可能な水準に見直すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>必要駐車台数、騒音規制、廃棄物保管容量等に係る現行基準値は、出店者側にとって厳しい内容であり、新規出店のコストアップ要因となり、自由な店舗展開の妨げとなっている。流通産業の活性化のためにも速やかな対応を要望する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	大規模小売店舗立地法第４条 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針 (大臣告示)		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	商務情報政策局流通産業課

流通（２）	大規模小売店舗立地法施行規則の見直し（開店時刻・閉店時刻の変更の取扱い）		
規制の現状	<p>大規模小売店舗立地法（以下、「大店立地法」という）では、届出を行った店舗の新設日、店舗面積の合計、施設の配置に関する事項（駐車場、駐輪場、荷捌き施設等の位置・容量等）、運営方法に関する事項（開店時刻、閉店時刻等）に変更があるときは、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める変更として、例えば、開店時刻の繰り下げや閉店時刻の繰り上げを行なう場合は、届出不要とされている。</p> <p>また、開店時刻の繰り上げや閉店時刻の繰り下げを行なう場合には、届出を要する店舗面積や駐車場等施設の配置等の変更のように八ヶ月間の不作為義務は課せられないものの、騒音調査・書類の作成、説明会の開催等、新設の際と同様の手続が必要とされる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 開店時刻の繰り下げや閉店時刻の繰り上げを行なう場合に加え、一定時間内の開店時刻の繰り上げや閉店時刻の繰り下げについては、変更届出を不要とすべきである。</p> <p>（理由） 『大規模小売店舗立地法第４条の指針（案）の策定にあたって』（１９９９年６月２３日付通産省公報）では、「頻繁な変更届出を強いることがないよう、いわゆる「軽微変更」として変更届出を要しない範囲を各種対応策に照らして合理的に設定することが必要である」旨指摘されている。</p> <p>本来、店舗の営業時間は、季節等、状況に応じて適宜変更されるのが通常であり、たとえ変更を行った場合であっても、周辺環境へ過度の影響を及ぼさない一定限度内の変更（例えば、営業時間であれば日常活動等が行われ深夜に及ばない朝９時頃から夜１０時頃までの時間内、あるいはターミナル立地の店舗における駐車場、荷捌き施設等の利用時間の変更を伴わない開店・閉店時刻の変更）であれば、これを届出不要とすべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	大規模小売店舗立地法 第５条、第６条第２項 大規模小売店舗立地法施行規則 第３条第２項第１号、第７条第１項、第８条		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	商務情報政策局 流通産業課

流通（３）	一般小売店における医薬品販売の規制緩和		
規制の現状	<p>医薬品一般販売業については、店舗ごとに都道府県知事等からの許可が必要であり、許可の要件として、薬剤師の配置義務や構造設備が定められている。このため、一般小売店では医薬品の販売はできない。</p> <p>なお、99年3月31日より、ドリンク剤等の一部の医薬品が医薬部外品へ移行されて、一般小売店での販売が可能となったが、これらの範囲は極めて限定的となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>医薬品販売に関する規制緩和については、総合規制改革会議『規制改革の推進に関する第1次答申』（平成13年12月11日）において、「医薬品について、（中略）、一定の基準（例えば、発売後、長期間経過しその間に副作用などの事故がほとんど認められないもの、など）に合致し、かつ保健衛生上比較的危険が少ないと専門家等の評価を得たものについて、一般小売店で販売できるよう、見直しを引き続き行うべきである」〔平成14年度中に措置（逐次実施）〕とされた。</p> <p>従って、既に特例販売業等において薬剤師の関与なしに販売できる医薬品を中心に改めて検討を行い、早期に作用の緩やかな医薬品（整腸薬、健胃薬、作用の緩やかな風邪薬、解熱鎮痛剤、乗り物酔い薬等）について、一般小売店での販売を可能とすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>上記に示した整腸薬、健胃薬、風邪薬、解熱鎮痛剤、乗り物酔い薬等が一般小売店にて販売できるようになると、常備薬切れや夜間等における不意の疾病時における対応が可能となる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	薬事法		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	医薬局

流通（４）	計画流通米の小売販売に関する登録更新手続の簡素化		
規制の現状	<p>米穀（計画流通米）の小売販売業を行なおうとする者は、都道府県知事に登録しなければならない。</p> <p>また、登録を行なった小売販売業者（登録小売業者）は、氏名・名称、営業所・販売所（米穀販売のための売り場）等の変更の際、その都度、必要な書類（氏名・名称の変更の際には登記簿謄本や誓約書、販売所所在地の変更の際には事業計画書等）を付して変更届出、変更登録をせねばならず、帳簿への業務内容の記帳とその保存も義務付けられている。</p> <p>登録小売事業者は、3年の有効期間満了後、期間中に変更届出を行なっても、改めて新規登録と同様の書類を提出して登録を更新しなければならない。特に、多店舗・全国展開する事業者には大きな事務負担となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>登録小売業者の登録有効期間を延長する等、登録更新手続を簡素化すべきである。</p> <p>期間中に変更届出を行なっていて、その後変更のない者については、更新時には必要最低限の添付書類の提出で足りることとし、登記簿謄本等は不要とすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>登録有効期間の延長については、「規制緩和推進3か年計画（再改定）」（平成12年3月31日閣議決定）において、「倍加等延長する方向で検討を行なう」（平成12年度・検討）とされている。これら旧計画において、措置内容が検討にとどまっている事項であって新計画の個別措置事項として掲げられていないものについても、その後の実施状況のフォローアップを行う、とされているところである。早期に検討を行い、新計画の改定において、結論・実施時期を明示すべきである。</p> <p>一斉更新が仮に必要であったとしても、上記変更登録・届出に係わる氏名・名称、営業所・販売所等の内容に変更がない限り関連の添付書類を改めて提出する理由が乏しく、申請書と最近の事業年度における貸借対照表や収支決算書等の提出で目的は達せられる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律</p> <p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則</p>		
所 管 官 庁	食糧庁	担当課等	消費改善課

## 6 . 土地 ・ 住宅分野

土地・住宅(1)	都市再生に向けたグランドデザインの策定と10ヵ年計画の策定・実行		
規制の現状	<p>グローバル化に伴う国際的な都市間競争が激化しているなかで、諸外国では、既に、政府の強力なリーダーシップの下、地域や期間を限定して集中的に民間の都市開発を促す特別制度を創設するなど、対策を強化しており、近年、海外の主要都市は大きく変貌している。</p> <p>それに対し、わが国の都市、とりわけ東京圏では、経済的規模に比べて、その居住・生活環境は極めて貧弱であり、都市再生の必要性が高まっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>21世紀に求められる都市像を描き、その実現のための基本的な政策の方向性( 基幹的なインフラの重点的な整備&lt;環状道路、空港等&gt;や、都市中心部における高度利用の促進&lt;街路整備、街区の統合・拡大、容積率等の緩和&gt;と緑地・オープンスペース等の確保等)を示し、さらに具体的な政策目標等を明示するグランドデザインを早期に策定すべきである。</p> <p>これを踏まえて、官が基盤整備を行い、民が事業を展開するという官民パートナーシップのスキームを原則として、内閣総理大臣の強力なリーダーシップの下に、都市再生の10ヵ年計画を策定し、期間・地区を限定し、短期・集中的に民間投資を誘発する思い切った政策パッケージを展開すべきである。具体的には、「都市再生戦略地域」(仮称)の指定や税負担軽減の特例、高度利用の促進等に資する諸規制の緩和、都市関連インフラの重点的整備などが必要である。加えて、PFI推進に資する制度改革、不動産税制の改革、不動産証券化等資金調達の多様化に資する制度整備、さらには都市計画法・建築基準法等の基本制度の再構築を急ぐ必要がある。</p> <p>(理由)</p> <p>都市は経済・社会・文化発展の活力の源泉であり、わが国においても、グローバルな視点で都市の競争力を重視するとともに、震災への対応など防災性を備えた、安全・安心できる都市作りなど、都市構造の改編に向けた都市政策を早急に講じる必要がある。</p> <p>具体的には、都心部における昼夜間人口比率や平均通勤時間、平均住宅規模、新耐震基準建物の割合、緑化率といった、具体的な政策目標およびその達成年限を設定し、実効性を確保することが重要である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	都市計画法、建築基準法等		
所 管 官 庁	国土交通省	担当課等	

土地・住宅(2)	市街地再開発事業における建築基準法第 86 条の地権者全員同意要件の撤廃		
規制の現状	<p>1998 年 6 月の建築基準法改正により、連担建築物設計制度(建築基準法第 86 条第 2 項)が創設されたことに伴い、一団地の総合的設計を行う際にも、全地権者の同意が必要となった。これにより、市街地再開発事業において、一団地の総合的設計を活用して、複数建物を建築する場合は、権利調整手続(組合設立にかかる地権者の 2/3 以上の同意・権利変換・組合決議等)に加えて、上記建築基準法に基づく地権者の全員同意要件が課せられることとなった。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 都市再開発法に基づく市街地再開発事業については、建築基準法に基づく地権者の全員同意要件の適用対象から除外すべきである。</p> <p>(理由) 市街地再開発事業については、都市再開発法に基づき、権利調整手続が課せられているにもかかわらず、一団地の総合的設計を活用した複数建築物を建築する場合には、地権者全員同意要件が課せられており、事業推進の足かせとなっている。</p> <p>国土交通省は、「市街地再開発事業における権利調整は当該事業で建築される建築物等を対象にしているのに対し、一団地の総合的設計制度の場合の権利調整は将来にわたるものであるため、本要望は措置困難である」としている。しかしながら、市街地再開発事業の権利調整・合意形成は、それまで細分化していた権利を同一建物に集約し将来にわたって自ら自由に建築等を行なう権利を制限することになるため、都市再開発法に定められた確固たる手続によって行なわれているものであり、それは一団地の総合的設計に起因する権利制限よりはるかに大きな命題も含んで意思決定がなされているというべきであり、この都市再開発法の手続に委ねることで問題ないとする。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>建築基準法第 86 条第 3 項 都市再開発法第 14 条</p>		
所 管 官 庁	国土交通省	担当課等	住宅局市街地建築課

土地・住宅(3)	P F I 事業の特性を踏まえた事業者選定手続の法制化		
規制の現状	<p>現行法令上の一般競争入札では、必要に応じて資格審査を経た上で、一回の入札手続によって、最低価格あるいは価格及びその他の条件が最も有利な者一名を落札者とし、あらかじめ定めた条件により契約を締結することが基本とされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>( 要望 )</p> <p>P F I 事業における民間事業者の選定に際し、多段階選抜方式や優先交渉権者との時間をかけた契約交渉等、P F I の特性を踏まえた下記のような新たな事業者選定手続を一般競争入札の類型という形で法制化し、P F I 推進法に則って行われるP F I 事業に限り、適用できるようにすべきである。</p> <p>民間事業者の選定を多段階に分け、落札者を絞り込む手続き  価格を含めた多様な提案内容につき、総合的に評価し、最も適していると思われる落札候補者(優先交渉権者)を選定する手続  落札候補者(優先交渉権者)の提示内容をベースに、資金調達条件を満たす条項を含めた複雑多岐な契約内容につき、詳細な協議・交渉を経て、最終的な契約締結を行う手続  仮に交渉の結果、契約に至らない場合、次点者の提案を採用し、再度交渉を経て契約する手続き</p> <p>( 理由 )</p> <p>P F I は、ライフサイクルコストの縮減を最大化するために最適な発注手法である、性能発注を基本とし、官民の適正なリスク分担を事前に明確化するほか、その事業範囲は、公共施設の建設、維持管理、運営、資金調達等に及び、その契約は複雑多岐かつ長期にわたる。また、P F I 事業の資金調達は、安定した事業遂行を担保できるプロジェクト・ファイナンスを基本とするが、その実現には、金融機関等の要求条件を契約書等に盛り込む必要がある。このように、従来 of 法制度の枠組みを超えた新しい公共サービスの調達方法であるP F I の特性を最大限発揮させるとともに、官民双方の入札手続に係る負担を軽減させるためには、上記のような事業者選定手続が必要である(契約交渉により、契約内容の根幹部分に変更されることはない)。</p> <p>これは、わが国法令上明確な法規定のない「公募型プロポーザル方式」と実質的に同じ手続であり、E U ルールやW T O 政府調達協定では明確に認められているものの、わが国の一般競争入札手続では想定されていない。このままでは、官側が片務的な契約内容を民間事業者に強いることにより、適正な官民のリスク分担が実現されない可能性や、事業の安定性が担保されない可能性、さらには民間の参入意欲を削ぐ恐れ等もある。</p> <p>現在財政構造改革が重要な課題となっており、P F I に対する期待は高いが、本問題の解決なしにP F I 事業の健全な発展はありえない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	会計法 29 条の 3,5,6、予算決算及び会計令 72 条、73 条、99 条の 2,3 地方自治法 234 条		
所 管 官 庁	財務省、総務省	担当課等	

土地・住宅(4)	工業(場)等制限法の見直し		
規制の現状	<p>産業及び人口の過度の集中を防止する観点から、工業(場)等制限法に基づき、首都圏(近畿圏)における既成市街地(既成都市区域)での工場及び大学等の新增設は厳しく制限されている</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>工業(場)等制限法については、総合規制改革会議『規制改革の推進に関する第1次答申』(平成13年12月11日)において、「次期通常国会を目指し、その在り方について廃止を含め抜本的に見直すべき」とされ、また国土審議会の答申(2001年12月27日)でも、「廃止するのが適当」とされた。</p> <p>首都圏、近畿圏における既成市街地(既成都市区域)の工業(場)等制限区域において、工場及び大学等の新增設が可能になるよう、工業(場)等制限法を極力早期に廃止すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>新産業・新事業創出等の観点から、経済発展に大きな役割を果たす大都市部において、企業の生産・研究機能と大学等の研究・教育機能の空洞化を防止し、産学の有機的な連携を実現することにより、産業競争力の強化に資するイノベーションを促す必要がある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律</p>		
所 管 官 庁	国土交通省	担当課等	大都市圏整備局企画課

## 7 . 廃棄物・環境保全分野

<p>廃棄物・環境 保全（１）</p>	<p>資源循環促進の観点からの廃棄物の範囲・区分・定義の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物の範囲等は、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、占有者の意志、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないこと。」とされている。</p>
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>総合規制改革会議『規制改革の推進に関する第１次答申』（平成13年12月11日）では、「廃棄物の定義・区分の見直しについては、14年3月までに中間取りまとめを行なう」とされており、検討の透明性を確保しつつ、リサイクルを促進させる観点から、下記により、廃棄物の範囲・定義・区分の見直し、早期に結論を得るべきである。</p> <p><u>1 廃棄物の範囲について</u></p> <p>（要望） 有価か否かではなく、資源として有効利用できるか否かの観点から、廃棄物の範囲を見直すべきである。</p> <p>（理由） 資材・再生資材としての使用基準を満たすものは、取引額の高低にかかわらず、廃棄物としないことが必要。環境上および人の健康上問題がない（溶出等問題ない）場合であることが前提。</p> <p><u>2 廃棄物の区分について</u></p> <p>（要望） 木くずは、特定の排出業種から出た場合のみ産業廃棄物となるが、業種の限定は外し、産業廃棄物処理業者にも処理委託できるようにすべきである。</p> <p>（理由） 木工業以外の業種では、パレット等の廃棄に際し、一般廃棄物の木くず扱いとなり、市町村が焼却処理を行っている。産業廃棄物扱いとすれば、サーマルリサイクルに使うことができ、木くずの有効活用が可能となる。</p> <p>一般廃棄物処理業者でリサイクルを行なっている業者は少ない。また、一般廃棄物の量が多い場合には受託拒否となることがある。</p>

<p>要望内容 と要望理由</p>	<p><u>3 廃棄物の定義について</u> (要望) 鉄鋼スラグを産業廃棄物分類品目の鉱さいから除外すべきである。 建設汚泥は、建設発生土や浚渫土などと同様に、産業廃棄物から除外すべきである。 産業廃棄物を素材製造メーカーが原料として引き取る場合(いわゆる山元還元)、処理業、収集運搬業の許可を不要とすべきである。(5) 建設現場にて発生する再資源化可能な副産物を、自社工場またはリサイクル業者に運搬する場合は、廃棄物処理法の適用除外とすべきである。</p> <p>(理由) 鉄鋼スラグ(高炉・転炉スラグ)は品質のJIS化まで行い、リサイクルの推進に努めているため、その他の鉱さいと一括りにして廃棄物の分類に入っているのは、イメージ的にマイナスとなり、リサイクルを進める上での障害となっている。 建設汚泥は建設工事で排出する含水比の高い自然由来の「無機汚泥」であるが、食品工場や下水処理場などから排出される「有機汚泥」と同じ取扱いを要求されているため、「産業廃棄物」として、高い費用を払って場外に搬出し処理しなければならない。「無機汚泥」は、発生現場で生石灰やセメントなどの無機の鉱物系固化材で性状を改善することにより、臭気・騒音・水質汚濁物質が場外に流出することなく、その場で土木系資材として利用できる。各建設現場で発生する副産物を持ち帰り、量を確保することで、スケールメリットを活かして再資源化の促進を図ることができる。 現在、クロム塩類メーカーは、クロムめっきに使用した老化液等を特別管理産業廃棄物として需要家から引き取り、これをクロム塩類の原料としてリサイクルしている。この場合の収集運搬業者は山元還元メーカーの指導のもと、危険有害性に耐えるチタンや特殊FRP製の高価なローリーを使用するなど、他の廃棄物処理業者以上の安全コストをかけている。このうえに各都道府県への業許可申請・更新申請がかかり、大きなコスト負担になっている。クロム老化液の原料化処理にあっても化学工場並みの厳格な管理を行っている。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条、同法施行令 第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について(昭和46年10月25日 厚生省環境整備課長通達) 産業廃棄物の運搬、処分等の委託及び再委託の基準に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について(平成6年2月27日 厚生省産業廃棄物対策室長通知)</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部企画課</p>

<p>廃棄物・環境 保全（２）</p>	<p>再生利用認定制度の対象の拡充</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一般廃棄物・産業廃棄物の再生利用に係る特例が規定されており、当該認定を受けることにより廃棄物処理等の業許可と施設設置許可が不要となる。</p> <p>現在、その対象は廃タイヤと、高規格堤防に利用するための建設汚泥、高炉で用いる還元剤として利用するための廃プラスチック類に限定されている。また、再生利用認定制度は、その対象を再生品の原材料として使用すること、また主として燃料として使用することを目的とするものでないことを前提としている。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>再生利用認定制度について、『規制改革推進３か年計画』では、「認定基準を満たすものについては積極的に認定する」（平成 13 年度・検討・措置）とされており、下記を踏まえ、早期に「再生利用認定制度や再生利用指定制度という特例制度に関する許可に係る手続きの合理化、対象範囲の拡大」を実現していただきたい。</p> <p>（要望）</p> <p>廃酸・廃アルカリ、建設汚泥以外の汚泥（たとえばペーパースラッジ）、使用済み二次電池（ニカド等）、廃プリント基板、廃自動車・家電のシュレッダーダスト（金属・樹脂混合廃棄物）、非鉄製錬の非鉄原料（鉛・亜鉛）として利用するための都市ゴミの溶融飛灰、廃水処理薬剤（消石灰代替）としてのホタテ貝殻、廃バンパー、RDF、回収後の断熱材フロン（CFC-11 液体）、鋳さい（有害物質を含まない鋳物砂）等を対象としていただきたい。</p> <p>ばいじん等、有害とされる廃棄物であっても、有用物質を含有し、適切に再生され、残さが適切に処分されるものにあつては、再生利用認定制度を適用されたい。</p> <p>廃プラスチック等、大きなエネルギーを持っている物を、生産工程でのエネルギー利用に供する場合は、再生利用認定制度を適用されたい。</p> <p>（理由）</p> <p>リサイクル促進のためには、リサイクルにかかるコストのさらなる削減が必要であり、業許可と施設設置許可が不要になれば、事務負担が軽減され、回収率・リサイクル率の向上が期待できる。</p> <p>有用金属の回収と、有害廃棄物の適切な処理が促進される。また、排出事業者は埋立処分よりも再利用を望んでいるが、両者の処分費には大きな開きがある。再利用の規模拡大による排出事業者の負担軽減が実現すれば、現状では埋立処分している物も再生利用に誘導することができる。</p> <p>排出事業者は、できるだけ再資源化を推進しようと努力しており、費用の面で有利なエネルギー利用を再生利用と認めることにより、埋立処分に回っているエネルギーの有効活用を図ることができる。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 9 条の 5 の 2 第 2 項、同第 3 項、第 15 条の 4 の 2 第 2 項、同施行規則 第 6 条の 4、第 12 条の 12 の 4 第 4 項</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（３）</p>	<p>広域処理・資源循環促進の観点からの廃棄物処理業等の許可制度等の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>産業廃棄物の収集・運搬・処理を業として行なおうとする者は、当該業を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>産業廃棄物処理業の許可は都道府県知事、一般廃棄物処理業の許可は市町村長となっている。廃棄物の処理委託を行なう際には、行政単位毎の許可取得業者に委託しなければならない。</p>
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望１） 現行の廃棄物処理業等のあり方を見直し、収集・運搬・処理を広域的かつ効率的に行なうことができるよう、現行の許可制度等を改めるべきである。</p> <p>（具体例） a) 都道府県、保健所設置市等毎に行われている許認可申請を、ある程度の広域ブロック化（たとえば、全国１０ブロック程度）すべき。 b) 店頭で再生資源の回収等に努めても、市町村、都道府県をまたがって出店している場合、リサイクル物の集中処理をスムーズに行うことができず、リサイクル促進の妨げになっている。</p> <p>（理由１） リサイクル関連法が整備されており、事業者に一定の責務が課されているなか、一方で廃棄物処理法の厳しい規制が課されるため、リサイクル関連法に基づく責務を果す場合にかかるコストが大きい。</p> <p>（要望２） 使用済み製品およびその関連商品等につき、事業者がリデュース・リユース・リサイクルに取り組む場合は、その処理に関するすべての業許可を原則不要とすべきである。</p> <p>（具体例） a) 使用済みＡＶ・ＩＴ機器ならびに関連商品 b) 補給部品の包装材（ダンボール、板紙、プラスチックフィルム、ワテイングペーパー／ソフトシート、エアキャップ） c) 商品納入後の配送トラックを用いた、再生資源の収集・運搬 d) 連結子会社が親会社の排出する廃棄物を処理できる能力がある場合には、許可を不要とする e) 分社化したグループ関連会社については、他会社（別法人）とせず自社処理扱いとすべきである。</p>

<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>(理由2)</p> <p>a)～d)リデュース・リユース・リサイクルの促進に向け、事業者としての責務を自主的に果たすことが目的であるため。</p> <p>製品は包装されて流通し、エンドユーザが製品を取り出した後は不要となるが、これらを回収すれば再使用・再利用が可能であるにもかかわらず、廃棄物の収集運搬業の免許取得が必要になるため、容易に回収できない。</p> <p>e)企業の拡大、再編等により分社化が進むが、分社化が進むたびに自社投資して設置した廃棄物処理施設やシステム、機能が分社化した会社に利用できなくなり、やむなく外部に処理委託をせざるを得なくなる。</p> <p>分社化したグループ関連会社を自社扱いとできれば、グループで投資し廃棄物処理施設の設置運用が容易となり法の目的である自社処理責任を遵守しやすくなる。</p> <p>(要望3)</p> <p>資源有効利用促進法により義務の課された製品に対しては、廃棄物処理法で個別書面契約を義務付けている委託契約規定の適用外とすべきである。(具体例 パソコン)</p> <p>(理由3)</p> <p>使用済み製品の収集・運搬・処理にかかる手続きの簡略化により費用を下げることは、消費者が負担する「リサイクル料金」の低廉化につながるるとともに、懸念される不法投棄の削減にもつながる。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項、第14条第1項</p> <p>” 第12条3項、同法施行令 第6条の二</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（４）</p>	<p>廃棄物処理業・処理施設の設置ならびに変更等に係る許可の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理法が平成 12 年 6 月に一部改正され、産業廃棄物の処理施設設置・変更・譲受け等の許可申請の欠格要件に暴力団員等に関する事項が追加されたことに伴い、経理的基礎の書類、役員の住民票・身分証明書・登記事項証明書、5 %以上の株主等の氏名・本籍の記載、および本籍の記載のある住民票の写し等の添付が義務付けられている。</p>
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望）</p> <p>製造業者の生産設備の一部であり、自社内で発生する廃棄物を処理するための産業廃棄物処理施設である場合は、産業廃棄物処理施設設置許可に関する申請書の書類に、貸借対照表、損益計算書、法人税納付済証明書、役員の住民票、身分証明書、登記事項証明書等は不要とすべきである。</p> <p>自社の排水処理の一部として設置する脱水機の場合には、廃棄物の処理ではないため、産業廃棄物処理施設から除外すべきである。</p> <p>申請者が法人である場合の設置許可申請書類に添付する「役員の住民票の写し等」については、役員等の中に禁固刑を受けて間もない者や暴力団員がいる場合等に限って提出を義務付けるか、又は上場企業の場合には適用除外とすべきである。同じく発行済み株式の 5 %以上を保有する株主等がある場合の申請書類に添付する「登記簿の謄本」については、株主等が上場企業である場合は適用を除外すべきである。同じく施行規則第 11 条 6 項 6 号～14 号に規定する各種添付書類については、特に必要な場合に限って添付を求めるなど、適用緩和が望ましい。</p> <p>（理由）</p> <p>製造業者にとって、産業廃棄物処理施設は生産設備の一部と認識し、法を遵守するために日常の管理を徹底して実行している。このような状況の下、処理施設の新設・更新に際し、業者との交渉時あるいはその後の施設運営に暴力団等の介入は考えられない。</p> <p>廃棄物処理施設には、減容化目的で設置する汚泥脱水機も含まれている。</p>

<p>要望内容 と要望理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 1 本法の目的は適正管理であることから、不正申請の可能性がない企業は適用除外とすべきである。</li> <li>- 2 許可申請の欠格要件に暴力団員等に関する事項が追加されたことは、昨今の廃棄物処理実態からも理解できるが、廃棄物処理を「業」とせず、自社内の発生物の減量化・リサイクルのための処理施設を、廃棄物処理を業とするものと同じの申請手続きとすることは理解できない。許可申請の煩雑さのため設置を控える現象がみられ、発生物の減量化・リサイクルの促進の阻害要因ともなりうる。</li> <li>- 3 社会的信用の高い上場企業とごく一部の悪徳事業者とを同一視して、一律に必要な以上の書類の提出を義務付けることは適切でない。また、事業者が老朽化した汚泥乾燥機や脱水機などを単にリプレイスする場合などにおいても、住民票の写しなどの個人情報も含めて大量の資料を準備する必要があり、多大の労力と期間を要するため、環境対策の実施を逡巡させることとなり、環境対策推進の阻害要因となっている。</li> <li>- 4 住民票の写しには、許可の不適合事項である禁固刑や暴力団員等の履歴は記載されておらず、仮に住民票の写しを添付しても、不適合事項への該当の有無を的確に判断することはできない。</li> </ul>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第14、15条等          廃棄物処理法施行令 第6、7条等          廃棄物処理法施行規則 第7、11、12条等</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（５）</p>	<p>積替保管規制の緩和あるいは公共積替保管施設の整備</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理法上、積替保管場所に囲い等を設けることが規定されている。          県条例により、許認可事項とされている場合が多い。          公共の場所である港湾や駅等に囲いを設けることは実質不可能である          ので、積替え禁止と同様の事態になっている。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望）          容器に入れる等、一定の危害防止条件を満たす場合は、積替保管規制          の適用除外とすべきである。          あるいは、公共の積替保管施設を整備すべきである。</p> <p>（理由）          効率的な廃棄物処理を行うためには規模の拡大、広域集荷が必要であ          る。効率的広域集荷には、船や鉄道による輸送が適しているが、積替保          管規制が阻害要因となっている。          公共性の高い港湾等において、積替保管場所不足に対応するためには、          公共的な積替保管施設の整備を行うことも必要である。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物処理法施行令 第３条１号ホ、へ、ト          " 第６条１項１号イ、ロ          廃棄物処理法施行規則 第１条の４～６、第７条の３～５、第７条の７、          第８条          県条例等</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省、国土交通省</p>	<p>担当課等</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・ リサイクル対策部、 国土交通省港湾局</p>

## 8 . 危険物・防災・保安分野

危険物・防災・保安（１）	保安四法の国際統合化及びより一層の合理化		
規制の現状	<p>化学工場の保安規制は、四つの保安関係法律に基づき３省によって分割所管されている。この四法は、それぞれに類似の規制要素（項目）があるが、異なる基準を規定し統合化されていない。</p> <p>閣議決定された「規制緩和推進３か年計画」に「規制の国際的統合化」を重視することが盛り込まれ、1999年、保安四法実務者検討委員会が設置され、保安四法の合理化、統合化という観点からの検討はなされたが、当委員会での検討内容は現行法規の枠内に限定されており、法改正などを伴う抜本的な合理化・統合化の検討はなされていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） わが国の保安法の全体像について、大局的視点から法改正を視野に入れて統合化検討委員会を発足させ、保安四法のより一層の合理化を促進。統合性のとれた保安四法を整備し、行政事務と事業者業務の合理化を推進する。 省庁ごとに設置される類似の検討委員会の合理化・効率化。 一層の自主管理を促進し、許認可制に基づく事前審査型から実行監視型の保安規制に移行。</p> <p>（理由） 国際統合性のとれた規制の導入と性能規定化によりつぎに示す問題点が解消される。</p> <p>a)法規ごとに当局、技術基準、申請・立会要件等が異なり、事業者は技術基準の解釈、申請書類作成などに多大の労力を必要とする。 b)圧力設備を有するプラントは、圧力範囲や流体によって法律が複数適用される場合があり、適用法規の判定、当局との確認が煩雑。 c)法律毎の安全管理体制を構築しなければならず、同じ管理者が重複して任命されている。 d)設備の用途変更の場合、法規に合わせて申請のやり直しが必要。 四法間の技術基準の統合化を行い、一つのプラントを一つの法規で規制することにより、システムとしての安全確保、合理的な保安管理ができる。 英米では30年前に、法規の統合化、行政機関の統一が行われ、統合された法律と行政機関によって、効率的かつ合理的に規制。 ・わが国では法制定以来、規制の抜本的な見直しが行われておらず、産業や社会システムの変遷に、もはや適応しきれなくなっている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法、石油コンビナート等災害防止法、（電気事業法）</p>		
所 管 官 庁	<p>経済産業省資源エネルギー庁 厚生労働省、総務省消防庁</p>	担当課等	

危険物・防災・保安（２）	保安四法の性能規定化の促進		
規制の現状	<p>従来の高圧ガス保安法、消防法、労安法及び石災法の各規則で直接技術基準の詳細を規定していた所は、高圧ガス関係を中心に順次性能規定化された（配置に係るものを除く）。しかし消防法の危険物タンクや製造所内の貯油槽（20号タンク）、労安法のボイラー・一圧等については法に基づく強制基準、強制規格の位置付けである。また性能規定化された高圧ガス諸規則も、従来の仕様基準や補完基準をそのまま例示基準として採用しており規制改革としては未完成である。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>高圧ガス保安法各規則・告示のうち、引続き性能規定化を進めるべき事項について再整理し見直しする。またこれらに基づく現行の例示基準の内容について、抜本的見直しを行い、他法規や国際規格との整合性の確保を図る。</p> <p>更に、リスク評価に基づく自己管理能力のある認定事業者を対象に、例示基準に類似する基準の適用を認める手続きを簡素化する。</p> <p>消防法の危険物規則の性能規定化を行い、特に20号タンクについて、屋外貯蔵施設基準でなく、新たに製造設備の一部としての性能規定に委ねる。</p> <p>労安法のボイラー・一圧についても、規則そのものは性能規定とし、現行の構造規格を例示基準化し、ASME新規格等の採用を容易にする。</p> <p>石災法の消防資機材に関する基準を性能規定化し、現行の検定制度の合理化（個別検定から製法認定へ）を推進する。</p> <p>（理由）</p> <p>新しい材料、構造、設計思想の採用を容易にし、国際化する技術基準に適確に対応するためには、詳細規格の法規からの分離が不可欠である。</p> <p>同一機能の機器が内容物によって適用法規が異なり結果として仕様が異なるという法規間ギャップの回避により、過剰な設備製作費や保全費の負担を避ける。</p> <p>現行の高圧ガス例示基準には特定の構造・条件でのみ適用できる内容のものがあり、字義どおり解釈されると、それ以外のものは独自基準として申請手続きが煩雑になる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>高圧ガス保安法各規則 消防法の危険物規則 労安法のボイラー・一圧構造規格 石災法の施行令及び組織省令（消防資機材関係）</p>		
所管官庁	<p>経済産業省資源エネルギー庁 厚生労働省、総務省消防庁</p>	担当課等	

危険物・防災・保安（３）	防火に関する管理権原者等の判定要件の緩和		
規制の現状	<p>一定規模以上の防火対象物の管理権原者は、防火管理者を選任し所轄消防長に届出た上で、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を行わせなければならない。</p> <p>不動産証券化において、防火対象物が特別法人（投資信託法上の投資法人、資産流動化法上の SPC）やその他不動産証券化を目的とした法人に所有される場合、管理権原者となった当該特別法人等の役員等が、自ら防火管理者も兼ね、届出業務を行わなければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>防火対象物が特別法人（投資法人及び SPC）に所有される場合においては、当該防火対象物の運営又は管理を受託している者を管理権原者及び防火管理者とする。（不動産証券化における問題という観点からは、投資信託法上の投資信託や資産流動化法上の SPT（特定目的信託）においても同様。）</p> <p>（理由）</p> <p>特別法人は不動産を証券化するための受皿にすぎず組織上も簡略化されており、不動産の運営・管理に関する業務は全て外部業者に委託し、防火管理業務を実際に行うのは防火対象物の運営又は管理の受託者となる。</p> <p>しかし、消防法上の現行基準を満たすためには、特別法人の役員が防火対象物の管理権原者及び防火管理者を兼任せざるを得ない場合が多く、特に特別法人の所有不動産が複数の防火対象物でその所在エリアが広域にわたる場合には、限られた数の特別法人の役員が全ての所有不動産の防火管理業務を行うことは極めて困難である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	消防法第 8 条、同法 8 条の 2		
所 管 官 庁	消防庁	担当課等	

## 9 . 情報・通信分野

情報・通信（１）	一種・二種という設備保有の有無に着目した規制体系の撤廃		
規制の現状	<p>電気通信事業は、電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する第一種電気通信事業と、それ以外の第二種電気通信事業とに区分されている。</p> <p>また、この事業区分を基に、事業許可、事業変更許可等の事前規制が課される体系となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 事前規制によって事業者の適正な事業運営を図る体系から、自由かつ公正な競争の確保によって利用者利益の最大化を目的とする法体系へと転換するために、一種・二種という設備保有の有無に着目した規制体系を撤廃する。その際、いかなる事業区分も新たに設けない。</p> <p>（理由） 通信分野において、何よりも重要なことは、利用者利益を最大化するため、競争が機能する環境を整備し、利用者が自らのニーズに応じて多様で低廉なサービスを選択できるようにすることである。そのためには、事前規制によって事業者の事業運営の適正化・合理化を図るのではなく、自由かつ公正な競争環境を整備し、多種多様な事業者が自由に創意工夫を発揮してサービスを提供できるようにする必要がある。</p> <p>97年に接続ルールが、また、2001年に支配的事業者規制が、それぞれ導入されるなど、競争環境整備が進められつつあり、現行の一種・二種事業区分に基づく事前規制を残しておく理由はなくなった。</p> <p>なお、情報通信審議会 IT 競争政策特別部会「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申(草案)」(2001年12月)および総務省「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会中間報告書草案」(2001年12月)において、一種・二種の事業区分を見直す際の検討の方向性として、新たな事業区分を設けることが示唆されているが、競争促進的な体系への転換を妨げ、事前規制を維持することにつながりかねない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気通信事業法		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信（２）	I R U（indefeasible right of user=破棄し得ない使用权）方式による芯線貸しに関する道路占用規制の撤廃		
規制の現状	<p>管路の中の通信線の一部を他の事業者に譲渡し（I R U方式により他の事業者が芯線の一部を使用させる場合も含む）、他の事業者がそれを使用する場合、占用目的の適否を判断する必要があることから、管路を所有する事業者は、当該管路の占用目的の変更許可申請を行わなければならない。</p> <p>また、道路管理者によっては、I R U方式により芯線の一部を使用する事業者に対しても占用許可の申請および占用料の支払いを求めている場合がある。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>I R U方式により他の事業者へ既設の通信線の芯線の一部を貸し出す場合は、占用目的変更許可を不要とする。</p> <p>また、I R U方式により芯線の一部を使用する事業者は、占用許可の申請および占用料の支払いを要しない旨を各道路管理者に徹底する。</p> <p>（理由）</p> <p>I R Uベースでの芯線貸しの場合は、新たに回線を増設するわけでも、外観が変わるわけでもない。したがって、道路管理者が改めて占用の適否を判断する必要性は認められない。現状では、管路所有者が道路管理者から占用目的変更許可を得るまで芯線を使用できず、円滑なサービス提供の妨げとなっている。</p> <p>I R U方式により芯線の一部を使用する事業者は、占用許可の申請および占用料の支払いを要しないことは下記通達に明記されている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	道路法第 32 条、建設省道路局路政課長通達（平成 11 年 3 月 31 日）		
所 管 官 庁	国土交通省	担当課等	道路局

情報・通信（３）	特定無線設備・端末機器の技術基準に関する供給者適合宣言方式の早期導入		
規制の現状	電波法に定める特定無線設備ならびに電気通信事業法に定める端末機器は、技術基準への適合について指定機関の証明・認定を受けなければならない。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 製造者・供給者が自らまたは第三者試験機関によるテストを行い、そのデータをもとに技術基準への適合を自ら宣言する方式を早期導入すべきである。</p> <p>総合規制改革会議『規制改革の推進に関する第１次答申』（平成13年12月11日）では、「回収命令、罰則強化などの事後措置の拡充強化を前提とした自己適合宣言制度の導入について、引き続き対象分野の特性を踏まえて検討を行うべきである【平成14年度中に措置(結論)】」とされているところであるが、諸外国では既に導入が進んでいることから、早期に結論を得て導入すべきである。技術基準に適合しない機器を市場に投入することは、競争上かえって自らを不利な立場に置くことになると考えられることから、技術基準への適合の確認を製造者・供給者の自己責任に委ねたとしても、問題が生じるとは考えられない。なお、IT戦略本部IT関連規制改革専門調査会報告(2001年12月)においては、電波関連制度改革の一環として自己適合宣言制度の導入に取り組むべき旨が指摘されている。</p> <p>（理由） 急激な技術および市場ニーズの変化に迅速に対応し、また、国際競争力を維持・強化するために、製造者・供給者は、無線設備、端末機器をできる限り早く、かつ低コストで市場に提供しなければならない。しかし、現状では、指定機関による証明・認定に多大な時間、費用がかかっている。</p> <p>既に欧米等では、製造者・供給者が自らまたは第三者試験機関によるテストを行い、そのデータをもとに技術基準への適合を自ら宣言することが可能となっており、わが国製造者・供給者は競争上不利な立場に置かれている。</p> <p>なお、相互承認協定が実施された場合、わが国で供給者適合宣言方式が導入されていないことが、欧米等から見て非関税障壁となる恐れがある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電波法第38条の2（技術基準適合証明）、第38条の16（特定無線設備の工事設計についての認証） 電気通信事業法第50条（端末機器技術基準適合認定）、第50条の4（端末機器の設計についての認証）		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局電気通信事業部 電気通信技術システム課、電波部電波環境課

情報・通信（４）	税務関連書類全般の電子化		
規制の現状	<p>国税関係の帳簿書類は電子保存を行う場合、所轄税務署長等の承認を得る必要があり、電子的保存が認められるのは当初作成段階から電子化されているもののみである（一部マイクロフィルムによる保存も認められている）。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）          税務関連書類全般の電子化（請求書等のスキャナー等を利用した保存など）。          電子帳簿保存法適用に当たっての承認基準の明確化。</p> <p>（理由）          電子化により書類保管コスト（損害保険業界全体で年間保管費が50億円という試算もある）が削減される。また、欧米先進国では、税務関連書類全般の電子化が認められており、国際競争上もこのようなコスト削減は必要である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 第2条、第4条、第6条、第7条          電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則 第3条、第4条          法人税法第126条、150条の2          法人税法施行規則第59条</p>		
所 管 官 庁	財務省、国税庁	担当課等	主税局税制第3課、課税部法人課税課

# 10 . 運輸分野

運輸（1）	特殊車両通行許可の緩和		
規制の現状	<p>道路を走行する車両の「高さ」制限は、道路運送車両の保安基準および車両制限令により、3.8 mとされている。</p> <p>しかし、車両構造または積載貨物が特殊であるため、止むを得ない場合には、基準緩和認定および特殊車両通行許可を得ることにより、高さ制限が緩和される。住宅ユニット輸送の場合、最大 4.3 mまで、また、ISO 規格国際海上背高コンテナの場合、最大 4.1 mまで認められている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>物流の効率化、低コスト化を実現するため、ISO 背高海上コンテナ積載車両（高さ 4.1 m）が通行可能な道路においては、背高海上コンテナ積載車両及びそれ以外の車両について、特殊車両通行許可なしで高さ 4.1 m以下の車両が通行できるようにすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>高さ制限を緩和した場合、例えば以下のメリットが考えられる。</p> <p>現在、特殊車両通行許可の取得によって輸送可能な住宅ユニットについては、一般車両使用による稼働率向上などを通じて輸送費用の約 20%を低減できる。</p> <p>93 年 11 月の規制緩和により、車両総重量の最高限度が 20t から 25t に引き上げられた。大型単車（標記トン数 10 トン車クラス）による輸送が主体の特積み幹線輸送においては、荷台の積載容積は 45.5 立方メートル（長さ 9m・幅 2.3m・高さ 2.2m）で、1 台当たり積載個数は 500 個（荷物 1 個の重量 18.3kg、容積 0.091 立方メートル）であるが、高さ制限を 4.1m にした場合、容積が 6.21 立方メートル増え、約 70 個多く積載可能となり、約 14%の積載率アップの効果が得られる。</p> <p>近年の国際航空貨物輸送において航空パレット輸送が増えているにもかかわらず、例えば、成田からのトラック輸送がパレットのままでは高さ制限（3.8m）を超えるため、バラ積みで一般車両に積み替えて輸送しているのが現状であるが、高さ制限が 4.1m に緩和されれば、特殊車両の開発および設備に多大なコストをかけずに一般車両での空陸一貫パレット輸送が可能となり、輸送効率化を図ることが可能となる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号（車両の幅等の最高限度）</p> <p>道路構造令第 4 条（設計車両）</p> <p>道路法第 47 条</p>		
所 管 官 庁	国土交通省	担当課等	

運輸（２）	ISO 規格国際海上コンテナ積載車両の「高さ」制限の緩和		
規制の現状	<p>道路を走行する車両の「高さ」制限は、道路運送車両の保安基準および車両制限令により、3.8 mとされているが、ISO 規格国際海上コンテナの40 フィート用背高コンテナ積載車両については、基準緩和認定、制限外積載許可および特殊車両通行許可等を得ることにより、指定経路について、最大4.1 mまで認められている。</p> <p>しかし、汎用性の高いストレートシャーシでは、9 フィート6 インチのハイキューブ（背高）コンテナを積載すると4.2 mとなる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>1999年3月の規制緩和推進3か年計画において、「海上コンテナ積載車両についての道路法上の車両の高さ制限の緩和に係る費用対効果を、国民経済全体への影響といった視点を盛り込みつつ、民間の機関に委託して調査し、分析結果を得る」旨盛り込まれたことは評価できる。物流の効率化、低コスト化を実現するため、早期に現行の4.1 mから4.2 mへと緩和すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>背高海上コンテナ積載車両が基準緩和認定を受けるためには、コンテナ積載時に車高4.1 m以下となるよう、世界的に見ても特殊な「ゲースネック・シャーシ」という形式の車両を使用しなければならない。この車両は床板が平らでないため、20 フィートコンテナの場合、1個しか積載できず極めて非効率である。</p> <p>一方、国際的に一般に使用されているストレートシャーシでは、40 フィートコンテナを1個、20 フィートコンテナに関しては2個積載することができるが、床板が平らなため、コンテナを積むと車高が4.2 mとなり、規制値を超えてしまう。</p> <p>国内で流通している3種類のコンテナ（40 フィート標準、40 フィート背高、20 フィート）を輸送し得るストレートシャーシを利用可能とするため、高さ制限を4.2 mとすべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>車両制限令第3条第1項第3号（車両の幅等の最高限度）</p> <p>道路構造令第4条（設計車両）</p> <p>道路法第47条の2第1項</p> <p>道路交通法第57条第3項（乗車又は積載の制限等）</p>		
所 管 官 庁	国土交通省 警察庁	担当課等	

運輸（３）	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進およびワンストップサービスの実現		
規制の現状	<p>財務省と国土交通省では、2001年度中に、現行のSea-NACCSと港湾EDIシステムを接続し、複数の行政機関に共通する入出港手続について、同一の回線・端末を使用して1回の入力で各行政機関への手続を行なえるよう、所要の措置を講ずるとしている。また、2002年度中を目途に、経済産業省のJETRASとの連携も図るとしている。</p> <p>しかしながら、電子申請を認めている部分がシステム間で統一されていないばかりか、申請データが官公庁の間で共有されていないため、システム毎に複数回、入力・送信を行なう必要がある。さらに、FAXや手交による届出を行なわなければならない手続も数多く残されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>電子政府化の目標となっている2003年度までに、入港から輸入許可に要する時間を最短で24時間以内に短縮するため、各種申請の必要性について根本から再検討を行った上で、現行の申請書類を可能な限り削減し、全ての輸出入・港湾諸手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシングルウィンドウ（ワンインプット）システムを整備すべきである。</p> <p>なお、シングルウィンドウシステムの構築に際しては、地方公共団体も参加可能で、国際標準に準拠したシステムとすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>わが国では、輸出入・港湾諸手続が煩雑なため、物流・商流の円滑化が妨げられており、産業競争力にも悪影響を及ぼしている。</p> <p>輸出入・港湾諸手続の簡素化およびペーパーレス化、さらにはワンストップサービスを実現することにより、事務効率の改善や引取時間の短縮化などリードタイムの圧縮を通じた物流効率化につながる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	コンテナ特例法 関税法 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律		
所 管 官 庁	財務省 国土交通省 経済産業省 法務省 厚生労働省 農林水産省	担当課等	

## 1 1 . エネルギー分野

エネルギー（１）	原子力発電所における安全規制の高度化		
規制の現状	<p>原子力発電所においては、国の技術基準が詳細に規定され、設備利用率向上を制限する規制が行なわれている。</p> <p>原子力を除く電気設備の技術基準は、機能性化されており、民間規格の積極的活用が可能となっている。これに対し、原子力分野では従来通り技術要件が詳細に規定されており、新技術に対応した他電源との競争上問題がある。</p> <p>発電用原子炉及びその付属設備については、１３か月を超えない時期に定期検査を受けなければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>原子力を除く発電設備については、従来の「国の直接検査」から「事業者の自主保安の状況を国が審査する」という制度に移行しつつある。原子力発電所においても、安全規制の高度化（安全性を定量的に把握する評価技術の活用）を行ない、以下の事項が実現されるよう要望する。</p> <p>原子力技術基準の機能性化と民間規格の活用、維持基準の導入 原子力発電所設備利用率の向上</p> <p>a)原子炉及びその付属設備の定期検査時期を２年程度に延長 b)定期検査等の検査の土日祝日の実施 c)定期検査時期変更における申請条件の緩和 d)原子力保安検査官の電気工作物検査官との兼任化</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気事業法第５４条 電気事業法施行規則第９１条,第９２条 等		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	

エネルギー（２）	溶接自主検査に対する安全管理審査制度の見直し		
規制の現状	<p>原子力発電所・火力発電所の溶接自主検査は通常、製造者が設置者との契約関係に基づき協力して実施している。しかし、これに対する安全管理審査制度は、設置者責任を前提としているにもかかわらず、両者を一つの組織として製造者を含め審査することを前提に制度設計がなされており、実態に即していない。</p> <p>製造者が複数の設置者に対して共通的に使用する溶接士、溶接施工法の確認も、設置者が申請する形となっており、実態に即していない。またそれらの確認を行う第三者機関の存在が制度上示されているが、その要件が示されていないことから存在しない状態が続いている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>本制度は発足３年後を目途に制度の在り方を含め見直しを行うことになっている。その際、次の点を見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間の品質認証制度を活用することにより、国の安全管理審査の対象を設置者のみとする。</li> <li>・ 民間の認証制度を活用することにより、溶接士、溶接施工法については溶接事業者から申請できることとする。</li> </ul> <p>（理由）</p> <p>本制度は、自主保安・規制緩和の流れの中で新制度の導入により民間事業者の負担増にならないことに留意しつつ検討されてきたものである。しかし実態は、制度制定の主旨が反映されていない部分があり、上記の問題のため審査費用が旧制度と比較して大幅増になっている。</p> <p>また、溶接士、溶接施工法については溶接事業者の財産であり、設置者から申請を行う運用では、溶接事業者の業務執行に好ましくない状況にある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気事業法第５２条第３項 安全管理審査実施要領（１２資公電技第１４号）		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	電力安全課

## 1 2 . 通商分野

通商（１）	補完的輸出規制対象地域の削減		
規制の現状	<p>外国為替及び外国貿易法では、輸出貿易管理等の関係政令で定められる特定の技術や物資を特定の地域に提供・輸出したり、海外との役務取引を行なう場合等に、主務大臣の許可を得なければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 安全保障輸出管理規制は、「国際的な平和及び安全の維持」という目的を達成するために最低限必要なものに限定し、民間企業の事業活動にとって不必要な妨げとならないようにすべきである。 その一環として、輸出貿易管理令別表第４の２に掲げる国を大幅に拡大する等により、補完的輸出規制の対象地域を大幅に削減すべきである。</p> <p>（理由） わが国の補完的輸出規制の対象地域は、まず全地域を対象として、別途、規制対象としない国を輸出貿易管理令別表第４の２に掲げるネガティブ・リスト方式を取っているが、欧米諸国は、規制対象となる国のみを規定するポジティブ・リスト方式である場合が多い。結果として、わが国の規制対象国の数は欧米諸国に比べて格段に多くなっており、民間企業の事業負担がきわめて大きい。わが国のみが欧米諸国と根本的に異なる性格の規制を導入している必要性及び根拠はない。 なお、2000年も同様の要望をしたが、わが国規制が欧米諸国と異なる規制を導入している必要性及び根拠が、まったく明確にされていない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>外国為替及び外国貿易法第 25 条・48 条 輸出貿易管理令第 4 条 1 項 4 号、別表第 4 の 2</p>		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	貿易経済協力局貿易管理部 安全保障貿易管理課

通商（２）	行政手続法の適用除外の撤廃		
規制の現状	<p>外国為替及び外国貿易法において、安全保障輸出管理は、行政手続法第２章及び第３章が適用されないこととなっている。ただし、審査の標準処理期間については、「輸出許可・役務取引許可に係る審査期間等について（お知らせ）」により、原則として 90 日以内とされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）          外国為替及び外国貿易法第 55 条の 12 の改正により、安全保障輸出管理に係る許可について、原則として、行政手続法第 2 章及び第 3 章を適用すべきである。          また、標準処理期間については、現在の 90 日以内から 30 日以内にまで短縮すべきである。</p> <p>（理由）          現在、輸出管理の許可申請において、不許可とされる事例は事実上ほとんどない。これは、許可されないと判断される申請は受理されないか、あるいは申請取り下げを求められるためである。しかし不許可でなく、受理されない場合、契約相手から輸出者側の責任とされ、契約不履行による損害賠償請求を受けることがある。          行政手続法が適用されれば、申請が許可されないこと及びその理由が明らかにされることとなる。この結果、「国際的な平和及び安全の維持」という規制目的の達成を妨げることなく、公正性及び透明性を確保した上での許可手続きが行なわれるとともに、民間企業の円滑な事業活動に資することとなる。他方、「国際的な平和及び安全の維持」という目的の達成にとって最低限必要な場合、規制当局による国家の安全保障に係る情報の不開示を例外として認め得る。          審査の標準処理期間に関しては、行政手続法が適用されないため、申請が受理されるまでに事前相談に行くための期間が審査期間に含まれない。結果として、こうした期間を含めた場合、事実上、90 日を超えることが多い。標準処理期間が大幅に短縮されれば、現在よりは事業活動を迅速に行なうことができるようになり、コスト削減にもつながる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	外国為替及び外国貿易法第 55 条の 12 「輸出許可・役務取引許可に係る審査期間等について（お知らせ）」（平成 11 年 6 月 18 日）		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	貿易経済協力局貿易管理部 安全保障貿易管理課

通商（３）	一般貨物に関する輸出・輸入申請の事前申告制の導入		
規制の現状	<p>関税法により、輸出に際し、当該貨物の品名ならびに数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告しなければならない。その申告は、保税地域又は許可を受けて保税地域外に置く外国貨物の規定により、税関長が指定した場所に入れた後に行われることとなっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 本船入港前の事前申告を可能にする等、保税地域に輸出入品を入れる前でも申告が行えるようにする。</p> <p>（理由） 現行の下では、輸出者は輸出入する貨物を保税地域に搬入しなければ申告を行えない。通関手続に必要な船積書類等を入手し申告準備が完了していても搬入確認が取れるまで申告が行えず、業務の遅延を招いている。事前申告の導入により、大幅に業務が迅速化する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	関税法第 67 条の二		
所 管 官 庁	財務省	担当課等	関税局

通商（４）	税関の執務時間の拡大及び手数料の廃止		
規制の現状	<p>税関の執務時間外の業務については、税関長の許可が必要となる。  その上、執務時間外の輸出入申告等は臨時開庁の扱いとなり、手数料を納入しなければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）  税関の執務時間を延長し、漸次２４時間、３６５日体制に移行すべき。  関税法第１００条に該当する事項に関する手数料を全て廃止すべき。</p> <p>（理由）  税関の執務時間は土日祝日を除いた午前８時３０分～午後５時と短く、本船の入港２４時間、３６５日体制、もしくは航空貨物の輸出貨物の飛行機への搭載、輸入貨物のリードタイム短縮の妨げになっている。  税関執務時間を拡大することにより、流通の効率化が図られる。  また、手数料の廃止によってコストが削減され、製品価格の低下が可能となる。  これらの効果により、日本の国際競争力が高まる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	関税法第１９条 関税法９８条 関税法１００条 関税関係手数料令１条		
所管官庁	財務省	担当課等	関税局総務課

### 1 3 . 農業分野

農業（１）	小麦の内外価格差の是正		
規制の現状	<p>ウルグアイラウンド合意により小麦は関税化されたが、二次税率における輸入禁止の高関税率と関税の 4.61 倍（2001 年度）もの「麦等輸入納付金」（マークアップ）のため、民間貿易の実績はほとんどなく、依然として国家貿易体制が維持されている。また、小麦の政府売渡価格は、依然として、価格面で安い外国産小麦による輸入差益を国産小麦の価格支持の補填に充てることを基本とした、いわゆる内外麦コストプール方式により決定されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 国内産小麦の生産性向上を図るべく、小麦の政府買入価格について、目標を定めて段階的に引き下げるとともに、政府売渡価格を継続的に引き下げるべきである。 一般輸入におけるマークアップの一層の引き下げを図るべきである。国民の理解と同意が得られるよう、対象農家を限定しつつ直接所得補償を行なうなどの政策転換を行なう必要がある。国内産麦の位置づけ、国内産麦の生産振興とその費用負担のあり方などをめぐる検討をさらに深め、内外価格差の是正に直結する制度を構築すべきである。</p> <p>（理由） 「新しい麦政策大綱」に基づき、2000 年度から国内産麦の民間流通への移行が図られ、入札・相対取引、品質取引が導入されたことは、小麦に関する内外価格差の是正と国内産麦の品質向上の観点から、一定の評価はできる。しかし、安価な小麦粉調整品及び二次加工品による攻勢と国産原料の高価格との板挟みの状況に追い込まれている国内食品工業の経営状況は厳しく、このままでは生産の空洞化が本格化する恐れがある。 また、小麦の民間流通への移行が進展（2001 年度産で民間流通比率は 99.7%となる予定）する中で、消費者負担型の価格支持制度は、消費者の視点を重視すべき農政改革に逆行している。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 66 条、第 68 条 同法施行令第 41 条、第 43 条		
所 管 官 庁	食糧庁	担当課等	総務部企画課

農業（２）	砂糖の価格制度のさらなる見直し		
規制の現状	<p>砂糖の内外価格差を縮小し、国内消費を拡大するため、1999年9月に策定された「新たな砂糖・甘味資源政策大綱」に基づき、粗糖関税の撤廃、及び糖価安定資金を財源とした価格引下げなど砂糖価格制度の見直しが進められている。</p> <p>しかし、生産農家対策等の対策コストを調整金として徴収し、結果として多大な消費者負担により国内砂糖価格を支持するという基本的な枠組みは改善されておらず、今後、制度のさらなる見直しを図る必要がある。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）        現行の調整金徴収制度を見直すとともに、国内産糖の位置づけ、国内産糖の生産振興とその費用負担のあり方などについて検討を深め、最低生産者価格、及び国内砂糖価格の引下げが実現するようにすべきである。新しく導入された入札制度については、輸入糖売戻価格を基準とした市場原理に基づく適正な価格設定がなされるよう改善すべきである。</p> <p>（理由）        「新たな砂糖・甘味資源政策大綱」に基づいた種々の見直しは、市場を踏まえた適正な価格形成という観点から、一定の評価はできる。しかしながら、現行制度の下では、大きな内外価格差が残るものと考えられ、さらなる見直しが求められる。</p> <p>従って、価格制度を抜本的に見直し、消費者・ユーザーに合理的な価格で安定的に砂糖を供給するため、より適正な価格形成が行われるようにすべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>糖価調整制度        砂糖の価格調整に関する法律</p>		
所 管 官 庁	農林水産省	担当課等	生産局特産振興課

## 14 . その他

その他（１）	研究開発予算の複数年度にわたる活用		
規制の現状	<p>財政法において予算の単年度原則の例外が規定されているが、その適用範囲は限定されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 国家の研究開発プロジェクトを計画的・効率的に推進すべく、予算の複数年度化を実現すべきである。</p> <p>（理由） 研究開発は多年度にわたるものが多く、単年度予算では対応できない。研究開発予算には、繰越明許が認められるものも少なくないが、十分な対応ができるとは言いがたい。 複数年度の予算執行が可能になれば、研究開発スケジュールおよび進捗状況にしたがって、効果的に資源を投入することができるようになる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	財政法第 12 条、第 14 条の 2、第 14 条の 3、第 15 条		
所 管 官 庁	財務省	担当課等	主計局

その他（２）	国立大学の独立行政法人化における非公務員型の導入		
規制の現状	<p>企業が国立大学の教員等と共同研究や委託研究を行う際、現在の公務員の身分では、兼業などにおける制約が大きい。また、公務員として身分のままでは、給与体系や人材採用の面で柔軟性に欠けており、国立大学の経営の自由度が十分に担保されない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 国立大学を独立行政法人化する際は、非公務員型を導入すべきである。</p> <p>（理由） 国立大学を活性化させ、産学連携を推進するためには、トップのリーダーシップ発揮、学部・学科の設置、事務局体制などの組織編成、教官・職員の雇用形態、企業との契約形態などの面で、国立大学に対して、米国並みの自由度を付与することが不可欠であり、これらを総合的に実現するためには、国立大学の独立行政法人化を急ぎ、非公務員型を導入する必要がある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等			
所 管 官 庁	文部科学省	担当課等	高等教育局大学課

<p>その他（３）</p>	<p>郵便事業（信書の送達）への民間事業者の参入</p>
<p>規制の現状</p>	<p>郵便法により、信書の送達は国家独占とされており、これに違反して、信書を送達した事業者および信書の送達を郵便局以外の業者に委託した者は、「三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する」とされている。</p> <p>一方、中央省庁等改革基本法では、政府は郵便事業への民間事業者の参入に関する具体的な検討を行なうこととされており、政府は2003年中に設立予定の郵政公社の発足にあわせて、信書の送達への民間事業者の参入を認めるとしている。その具体的な条件については、総務大臣の「郵政事業の公社化に関する研究会」において、郵政公社の制度設計に併せて郵便事業への民間参入問題の検討を進め、平成13年12月20日に公表された「中間報告」では、郵便事業への民間参入のあり方について、「全分野への参入を可能とする条件付全分野への参入の選択肢を採用する」旨、方針が示された。</p>
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望）</p> <p>政府は、公社化研究会の中間報告に示された方針に沿って、2003年の郵政公社設立時に全分野への民間参入を実現すべきである。その際、以下の点に留意されたい。</p> <p>(1)全分野への参入を認める際の具体的な条件について</p> <p>中間報告では、競争を促進する観点から全ての信書分野への参入を認めるとして、その際には、クリームスキミングによる弊害を回避してユニバーサルサービスを確保するため、少なくとも 利用しやすい全国均一料金、 全国における原則毎日一通からの引受け及び配達、 利用しやすい場所での随時、簡便、かつ、信書の秘密が保護される差出方法、 という3つの条件を付すとされている。新規参入による競争をより促進するため、これら条件の具体化にあたっては、過度に参入抑制的な内容とすべきではない。例えば、差出方法について、信書の秘密確保は当然であるが、必要以上に厳しい規格や配置基準とすべきではない。</p>

	<p>(2)条件を付さない参入について</p> <p>中間報告では、全分野への参入を認める際には、参入の条件としてあまねく公平な全国送達サービスを課すことにより、参入事業者が限定される可能性が高いことから、現在郵便事業で提供されている基本的なサービスとは異なる高い付加価値を有するサービスを行なう事業者については、ユニバーサルサービスへの影響を勘案した上で個別に参入を認めるとされている。ただ、書留や速達は、「基本的なサービス」として、この対象とされておらず、条件を付さない参入が引続き限定的になるおそれがある。ユニバーサルサービスへの影響を勘案しつつも、民間参入を促進し、利用者への多様なサービス提供を実現する観点から、「高い付加価値を有するサービス」の範囲を可能な限り拡大すべきである。</p> <p>(3)他法令との二重規制の防止について</p> <p>新たに郵便事業への参入が想定される貨物自動車運送事業者については、保有車両や施設等の管理につき、貨物自動車運送事業法の規制下に置かれている。郵便事業への参入にあたっては、これらの既存のネットワークを活用した事業展開を図るものと考えられるが、新郵便法等で、これらの設備等に対し、事業者の過度の負担となるような二重の規制を課すべきではない。</p> <p>(4)公社の行なう郵便事業とのイコール・フットィングについて</p> <p>郵便事業への民間参入を促進し、公正な競争条件の下でサービス向上を図っていくためには、少なくとも、公社の行なう郵便事業が過度に有利とならないよう、税制上の取り扱いも含め、極力、イコール・フットィングが確保される必要がある。</p> <p>(5)公社の経営自由度の拡大について</p> <p>中間報告において、「一定の範囲での民間企業への出資を可能とすべき」とされているが、民間企業への出資を公社のみの判断で可能とすることは問題である。公社である以上、民業圧迫や官業の肥大に繋がらないようチェックすべきである。(例えば、出資の際には、審議会の意見を聞いた上での大臣認可とする等。)</p>		
規制の根拠となる関係法令等	郵便法		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	郵便企画課